

## 製品安全データシート

## 製造者情報

会社名 : 株式会社 和光ケミカル  
 住所 : 神奈川県小田原市南鴨宮 1-1-1  
 担当部門 : 技術部 担当者 : 田村 茂  
 電話番号 : 0465-48-8114 FAX 番号 : 0465-49-1951  
 緊急連絡先 : 技術部 電話番号 : 0465-48-8114  
 作成日 1997年5月20日 (2005年5月1日 改定第9版)

製品名(化学名、商品名等) フューエルワン F-1(品番:F111)  
 株式会社クボタ品番:07908-56121

物質の特定 単一・混合物の区別 : 混合物  
 成分及び含有量 :

化合物名	CAS-No.	労働安全衛生法	PRTR 法	含有量 (%)
1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8	通知対象物(403)	指定物質 (1-224)	2.0
1,2,3-トリメチルベンゼン	526-73-8	通知対象物(403)	非該当	5~15
1,3,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	通知対象物(403)		
2-プロパノール	67-63-0	通知対象物(492)	非該当	20~30
石油系高沸点溶剤 ポリエーテルアミン系清浄剤 その他添加剤	企業秘密の為 記載できない	非該当	非該当	企業秘密の為 記載できない

化学式または構造式 : 特定できない  
 官報表示整理番号 : (化審法、安衛法) 必要あるものは登録済み  
 国連分類及び国連番号 : クラス 3.2

危険・有害性の分類 分類の名称 : 引火性液体  
 危険性 : 消防法危険物第4類 第1石油類、危険等級  
 有害性 : 現在までのところ有用な情報なし  
 環境影響 : 現在までのところ有用な情報なし

応急処置 目に入った場合 : 清浄な水で最低 15 分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。  
 : コンタクトレンズを使用している場合は、固着していない限り、取り除いて洗眼を続ける。  
 皮膚に付着した場合 : 水と石けんで付着した部分を洗い流し、付着した衣類を取り除く。  
 皮膚に炎症を生じた場合は、すみやかに医師の手当てを受ける。  
 吸入した場合 : 新鮮な空気のある場所に移す。  
 : 身体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要なら医師の手当てを受ける。  
 : 呼吸が停止している場合は人工呼吸を行う。  
 飲み込んだ場合 : 水またはミルクを飲ませ、無理に吐かせないで、すみやかに医師の手当てを受ける。  
 : 意識がない場合は口から何も与えてはならない。

火災の処置 消火方法 : 火元への燃焼源を断つ。  
 : 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。  
 : 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。注水は、火災を拡大し危険な場合がある。  
 : 周囲の設備などに散水して冷やす。  
 : 消火作業の際は、風上から行き必ず保護具を着用する。  
 : 火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。  
 消火剤 : 霧状の強化液、泡、粉末または炭酸ガス消火剤が有効である。  
 : 消火に棒状の水を用いてはならない。

漏出時の措置	周囲の着火源を取り除く。
大量の場合	: 漏洩した場所の周辺にはロープを張るなどして人の立ち入りを禁止する。作業の際には必ず保護具を着用する。漏洩した液は土砂などでその流れを止め、安全な場所に導いたのち、出来るだけ空容器に回収する。河川、下水道等へ排出しないように注意する。
少量の場合	: 土砂、ウエス等に吸着させ空容器に回収し、その後を完全にウエス等で拭き取る。
海上の場合	: オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合は、運輸省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

取扱い及び 保管上の注意	取扱い	: 指定数量以上の量を取り扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。 : 炎、火花または高温体との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。 : 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意すること。 : 静電気対策を行い、作業着、靴等も導電性のものを使用する。 : 蒸気は空気より重いので滞留しやすい。そのため換気及び火気への注意が必要である。 : 危険物が残存している機械設備などを修理または加工する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行うこと。 : 皮膚に触れたり目に入る可能性のある場合には保護具を着用する。 : 容器は、必ず密閉すること。また飲まないこと。 : ミストが発生する場合、呼吸器具等を使用すること。
	保管	: 直射日光を避け、冷暗所で換気の良い場所に保管する。 : 危険物の表示をして保管する。 : 熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。 : 保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。 : ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

#### 暴露防止措置

化合物名	CAS-No.	管理濃度	ACGIH TLVs		日本産業衛生学会 TLV
			TWA	STEL	
トリメチルベンゼン (全異性体)	108-67-8 526-73-8 95-63-6		25 ppm (123 mg/m <sup>3</sup> )		25 ppm (120 mg/m <sup>3</sup> )
2-プロパノール	67-63-0	400 ppm	200 ppm (491 mg/m <sup>3</sup> )	400 ppm (984 mg/m <sup>3</sup> )	400 ppm (980 mg/m <sup>3</sup> )

設備対策	: ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。 : 取り扱い所の近辺に、洗眼及び身体洗浄のための設備を設ける。
保護具 呼吸用保護具	: 通常必要でないが、必要に応じて防毒マスク（有機ガス用）を着用する。
保護眼鏡	: 飛沫が飛ぶ場合には普通型眼鏡を着用する。
保護手袋	: 長期間又は繰り返し接触する場合には、耐油性の物を着用する。
保護衣	: 長時間にわたり取り扱う場合または濡れる場合には耐油性の長袖作業服等を着用する。濡れた衣服は直ちに脱ぎ、完全に清浄してから再使用する。

物理/化学的 性質	外観等	: 淡黄色透明液体
	揮発性	: あり
	沸点	: 測定データなし (2-プロパノール: 82 )
	蒸気圧	: 測定データなし
	融点	: 測定データなし
	密度	: 0.87g/cm <sup>3</sup> (15 )
	粘度	: 4.7mm <sup>2</sup> /s
	初溜点	: 測定データなし
	溶解度	水 : 不溶

## 危険性情報 (安定性・危険性)

引火点	: 21 未満 (2-プロパノール: 11.7 )
発火点	: 測定データ無し
爆発限界	: 上限 12.7% 下限 2.0% (2-プロパノール)
可燃性	: あり
発火性 (自然発火性、水との反応性)	: 無し
酸化性	: 無し
自己反応性・爆発性	: 無し
安定性	: 安定
反応性	: 強酸化剤との接触を避ける。
燃焼・分解生成物	: CO、CO <sub>2</sub> 、H <sub>2</sub> O、Nox 他

## 有害性情報 (人についての症例、疫学的情報を含む)

皮膚腐食性	: 無し
刺激性 (皮膚、眼)	: 長期または繰り返し接触する場合刺激性ある恐れあり
感作性	: データ無し
急性毒性 (50%致死量等を含む)	: LD50 = 5840 mg/kg (2-プロパノール: ラット経口)
亜急性毒性	: データ無し
慢性毒性	: データ無し
がん原生	: データなし
変異原生 (微生物、染色体異常)	: データ無し
生殖毒性	: データ無し
催奇形性	: データ無し
その他 (水と反応して有害なガスを発生する等を含む)	: 飲むと下痢、嘔吐する可能性がある。 目に入ると炎症を起こす可能性がある。 皮膚に触れると炎症を起こす可能性がある。 ミストを吸入すると気分が悪くなる可能性がある。

環境影響情報	分解性	: 現在のところ有用なデータ無し	
	蓄積性	: 現在のところ有用なデータ無し	
	魚毒性	: Sheephead minnow	28mg/L
		: Mysid shrimp	16mg/L
: Rainbow trout		120mg/L	

廃棄上の注意	1.事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、または知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
	2.投棄禁止
	3.埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについて下記の物質が総理府で定めた基準以下であることを確認しなければならない。 銅又はその化合物、亜鉛又はその化合物、ふっ化物、アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、ヒ素又はその化合物、六価クロム化合物、有機りん化合物、鉛又はその化合物、カドミウム又はその化合物、シアン化合物、PCB。
	4.焼却する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うとともに、見張人をつけること。
	5.廃棄時に於ける関係法規 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律</li> <li>・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令</li> <li>・ 危険物の規制に関する政令</li> <li>・ 金属等を含む産業廃棄物に関する判定基準を定める総理府令</li> </ul>

輸送上の注意	陸上輸送	消防法	
		容器	: 危険物の規制に関する規則別表第3の2 金属製ドラム(250L)、金属製容器(60L)等 容器は“危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示第68条の5”に定める容器試験基準に適合していることを自主確認する。
		容器表示	: 危険物の品名 消防法危険物第四類 第1石油類 危険等級 数量 火気厳禁
		輸送	: 容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。 指定数量以上の危険物を車輛で運搬する場合は、自治省令で定めるところにより、当該車輛に標識を掲げること。 運搬時の積み重ね高さ3m以下とする。 またこの場合当該危険物に該当する消火設備を備えること。
	海上輸送	船舶安全法	: 危険物船舶運送および貯蔵規則の別表5における引火性液体類の中引火点引火性液体
	注意事項		: 引火性なので「火気厳禁」

適用法令	化審法及び労安法の既存化学物質名簿への登録	
	労働安全衛生法	: 通知対象物(トリメチルベンゼン、2-プロパノール)を含有する
	PRTR法	: 第1種指定化学物質(1,3,5-トリメチルベンゼン(1-224))を含有する
	消防法 危険物	: 第四類第1石油類、危険等級
	水質汚濁防止法	: 油分排出規制(5mg/L 許容濃度) ノルマルヘキサン抽出分として検出される
	海洋汚染防止法	: 油分排出規制(原則禁止)
	下水道法	: 鉱油類排出規制(5mg/L)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	: 産業廃棄物規制(拡散、流出の禁止)